

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議運営方針（案）

〔平成23年6月 日〕  
座長決定

1 議 事

座長が出席できない場合は、座長の指名する者が座長代理としてその職務を代行する。

2 会議の公開

- (1) 会議は、非公開とする。
- (2) 議事要旨を作成し、公表する。
- (3) 会議資料は原則非公表とし、会議の定めるところにより公表することができる。